

平成27年度 経営所得安定対策について

産業課 農林係 ☎62-9222

● 制度の目的

諸外国との生産条件の格差により不利がある国内農産物について、引き続き生産コストと生産額の差に相当する額を直接交付します。（米については、諸外国との生産条件格差から乗じる不利はないことから、平成29年産までの補助とします）また、水田に野菜等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。（国の補助事業）

● 対象者

出荷・販売を目的として作物を生産（耕作）する販売農家の方。

（出荷実績を報告していただく場合があります）

※出荷・販売がない方（自家消費等）については補助の対象とはなりません。



● 補助の内容

対 象		助成名称		補助の内容と要件
水田	主食用米	米の直接支払交付金	7,500円/10a	・作付面積から一律10aを控除して交付。 （平成30年以降は米の交付金は廃止される予定です。）
水田の転作	麦・大豆・飼料作物	水田活用の直接支払交付金	35,000円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略作物については、販売先（出荷先）との出荷・販売契約を結ぶ必要があります。 ・WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米については、事前に国による認定が必要です。 ・飼料用米、米粉用米については、農産物検査による出荷数量の確認を受ける必要があります。 ・作付面積に応じて交付。
	WCS用稲		80,000円/10a	
	加工用米		20,000円/10a	
	飼料用米、米粉用米		55,000円～105,000円/10a （収量により単価が変動します。）	
その他	そば・なたね	産地交付金	20,000円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・作付面積に応じて交付。
	その他の転作物（野菜・花卉・果樹等）		10,000円/10aを基本	
水田畑	そば・麦・大豆・なたね	畑作物の直接支払交付金（数量払・ゲタ）	出荷数量に応じて交付	<ul style="list-style-type: none"> ・播種前に販売先（出荷先）との出荷・販売契約を結ぶ必要があります。 ・数量払を受けるには認定農業者になる、もしくは集落営農組織へ参加する必要があります。 ・そばについては出荷前に農産物検査を受け、等級が付かなければ交付金を受けることができません。
その他	米・麦・大豆	米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）	販売収入が減少し、標準的な金額を下回った場合、減収額の9割を補てん	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者と国が1:3の割合で拠出金を積み立て、販売収入が減少した場合に補てん。 ・認定農業者、認定新規就農者、集落営農が対象。 （規模要件は撤廃されました）



● 申請の受付 平成27年4月1日～6月30日

● 農業者を対象とした相談会

【日 時】 3月23日(月)・24日(火) 午後1時30分～午後4時 【対 象】 全町

【会 場】 役場2階201会議室 【持ち物】 集落等から配布される書類一式・印鑑・筆記用具 等

【お問い合わせ】 農林水産省 関東農政局 松本地域センター ☎0263-47-2001

富士見町地域農業再生協議会事務局（富士見町役場 産業課 農林係 ☎62-9222）